

岡山県献血推進協議会会則

(名称)

第 1 条 本会は、岡山県献血推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的及び設置)

第 2 条 協議会は、岡山県における献血思想の普及啓発に努め、血液製剤の安定供給を確保するとともに、安全性の向上や適正な使用を推進するために献血事業の適切な運営方策について協議する。

2 協議会の事務局は、岡山県保健医療部医薬安全課に置く。

(事業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 岡山県献血推進計画の策定
- (2) 献血推進のための広報活動や献血組織の育成
- (3) 血液製剤の安全性向上のための研究
- (4) 血液製剤の適正使用のための普及啓発
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 35 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他適当と認められる者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再選を妨げない。ただし、補欠により選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員（会長、副会長）の任期は、前項の規定を準用する。

(役員)

第 6 条 協議会に会長 1 名及び副会長 2 名を置く。

2 会長は、岡山県知事の職にある者をもって充て、副会長は、岡山県副知事の職にある者並びに岡山県医師会長の職にある者をもって充てる。

(役員（会長、副会長）の職務)

第 7 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事)

- 第 8 条 協議会に幹事若干名を置く。
2 幹事は、会長が委嘱し、協議会の事務を処理する。

(会議)

- 第 9 条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。
2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 委員は、その相当と認める者を代理人として出席させることができる。
4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

- 第 10 条 協議会にその所掌事項に係る専門的事項を審議するため部会を置くことができる。
2 部会に所属する委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長を置き、部会に所属する委員のうちから互選する。
4 部会長は、会長の指揮を受け、部務を掌理し、部会の経過及び結果を会長に報告する。
5 部会の運営その他に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(岡山県献血者登録制度推進委員会)

- 第 10 条の 2 協議会には、岡山県献血者登録制度推進委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。
2 委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(その他)

- 第 11 条 この会則に定めるもののほか、協議会運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

- 附 則 この会則は、昭和 39 年 12 月 11 日から施行する。
附 則 この会則は、昭和 61 年 12 月 19 日から施行する。
附 則 この会則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 この会則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 この会則は、平成 16 年 2 月 24 日から施行する。
附 則 この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。